

第2 盛岡市献血推進協議会

盛岡市献血推進協議会規約

昭和 57 年 7 月 22 日 総会決議

改正 昭和 58 年 10 月 11 日

改正 昭和 63 年 5 月 31 日

改正 平成 9 年 4 月 1 日

改正 平成 17 年 4 月 1 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 5 月 26 日

改正 平成 28 年 6 月 3 日

改正 平成31年 3 月 8 日

(名称及び事務所)

第1条 この会は、盛岡市献血推進協議会と称し、盛岡市保健所内に置く。

(組織)

第2条 この会は、会長が認める別表の各種団体から推薦を受けた者をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(目的)

第3条 この会は、献血思想の普及及び献血推進のための組織化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 献血思想の普及に関すること。

(2) 献血推進のための組織化及び組織の育成に関すること。

(3) その他献血制度の推進に関すること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監 事 2人

2 役員は、委員の中から総会において選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

また、役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないものとする。

4 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、この会の会計を監査し、総会に報告する。

(会議)

第6条 この会の会議は、会長が必要のつど総会を開催するものとする。

(事務局)

第7条 この会に、事務局長1人及び幹事若干人を置く。

2 事務局長には、保健所企画総務課長の職にある者をもってこれに充て、幹事は、保健所職員の中から、会長がこれを委嘱する。

3 事務局長は、会長の命を受け、この会の事務を掌理する。

4 幹事は、この会の業務に従事する。

(会計)

第8条 この会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金)

第10条 献血事業推進に協力のあった献血協力会その他の団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和57年7月22日から施行する。

2 盛岡市献血推進協議会規約（昭和49年3月25日決定）は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和58年10月11日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年5月31日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成9年7月15日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年7月7日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年7月11日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年7月9日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年7月8日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年5月26日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成27年5月26日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年6月3日から施行し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成31年3月8日から改正し、改正後の盛岡市献血推進協議会規約は、平成31年4月1日から適用する。

別 表

盛岡市医師会

盛岡市歯科医師会

盛岡薬剤師会

盛岡商工会議所

盛岡市町内会連合会

玉山地域自治会連絡協議会

盛岡市社会福祉協議会

盛岡市民生児童委員連絡協議会

盛岡青年会議所
盛岡交通安全協会
盛岡市保健推進員協議会

岩手大学学生赤十字奉仕団
盛岡市立高等学校
日本赤十字社岩手県支部盛岡市地区

盛岡市献血推進協議会委員

【令和6年度】

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

委員名	構成団体名	所属の職名	役 職
佐々木 千恵子	盛岡市医師会	副議長	
小 田 哲 生	盛岡市歯科医師会	理事	
藤 田 真 澄	盛岡薬剤師会	理事	
佐 藤 啓 子	盛岡商工会議所	女性会副会長	監事
宮 澤 貴 明	盛岡青年会議所	事務局長	
諏 訪 恵 子	盛岡交通安全協会	総務主任	
亀 田 静 江	盛岡市保健推進員協議会	会長	会長
細 川 恒	盛岡市町内会連合会	常務理事	
柳 村 隆 一	玉山地域自治会連絡協議会	副会長	
佐 藤 聡	盛岡市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	副会長
菊 地 陽 子	盛岡市民生児童委員連絡協議会	運営委員	監事
阿 部 光 希	岩手大学学生赤十字奉仕団		
阿 部 暁 絵	盛岡市立高等学校	養護教諭	
坂 本 淳	日本赤十字社岩手県支部盛岡市地区	参与	